

Harmony通信

vol.173
2019.07

URL: <http://www.harmony-office.com/>
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



半夏生

photo 花鳥様

女性の健康に配慮すると生産性が上がる！ 「健康経営」の新たな視点

「企業の健康対策」と言われたら、どのようなものかと思いが浮かべますか？メタボ対策、生活習慣病対策、禁煙対策といったところでしょうか。

実は近時、健康経営を積極的に推進する企業においては、「女性特有の健康問題対策」に対する関心が高まっています。

◆女性特有の健康問題に対応することで実現できること
職場における女性の健康に関する現在の課題について、経済産業省は、「女性が比較的多い職種における課題」「月経における課題」「女性特有の疾病における課題」「妊娠・出産における課題」「更年期障害における課題」を挙げ、これらに対応することで、「アブゼンティーズムの改善」「プレゼンティーズムの改善」「長期的な人材活用」「エンゲージメントの向上」を図ることができるとしています。

例えば、女性特有の月経随伴症状等による労働損失は4,911億円と試算されています。また、働く女性のうち17.1%が婦人科疾患になり、その経済的損失額は医療面・生産性面あわせて6.37兆円に上るとの試算もあります。健康経営を通じて女性の健康問題に対応し、女性が働きやすい社会環境の整備を進めることができれば、生産性向上や企業業績向上に結びつきます。

◆女性の健康に対するサポート

女性の健康については、テレワークやシフト改善、休暇制度などシステムの整備に加え、不調等について相談できる、産業医やカウンセラーによる相談窓口を設置することが有効です。また、特に男性の上司には心理的に相談しにくい、上司側も的確なアドバイスができないといった面もあるため、管理職側がどのような対応をすべきか相談できる窓口があるとよいでしょう。

様々な課題に対応するため、女性の健康関連サービスも提供されるようになってきています。これらを利用することも一考に値します。

編集後記

7月に入りました。下旬には子供たちの夏休みも始まりますね。小学生の時、朝顔の鉢を持ち帰り、絵日記をつけたのは遠い昔のことですが、毎日水やりをしてじっと見守る程度の世話しかしなかった気がします。ところが、今はインターネットで検索すればより良い育て方を調べる事が出来るので、大きな花を咲かせたい、つるをのびて緑のカーテンを作りたい等、チャレンジも出来ます。つくづく便利な世の中です。さて、朝顔栽培において「蕾のまま花が咲かない」という失敗をよく聞きます。朝顔は短日植物の為、暗くなってから約9時間後に花を咲かせるので、朝3～4時に開花、昼頃にはしおれてしまうそうです。その為、街灯や家の灯りの近くなど、夜も明るい場所に置いていると昼間と勘違いしていつまでも咲かないことがあるとか。自然に近い状態においてあげるのが開花成功のコツなのかもしれませんね。

TOPICS

●未払い賃金請求、期限延長へ（6/12）

厚生労働省は、企業に残業代等の未払い賃金を遡って請求できる期間を現行の2年から延長する方針を決定しました。来年施行の改正民法で、債権消滅時効が原則5年となったことを踏まえたものです。経営側からは企業負担増大を懸念する意見があり、労使間の隔たりが課題となります。具体的な延長期間は、今秋にも労働政策審議会で議論されます。

●2018年度 マイナンバー法違反等 279件（6/11）

政府の個人情報保護委員会の発表によると、2018年度に個人番号を含む情報が漏洩する等マイナンバー法違反等のある事案が134機関で279件あったことがわかりました。134機関の内訳は地方自治体80、国の行政機関が9、民間事業者が45です。書類の紛失や民間事業者が必要なく情報収集した事案が中心で、悪用の報告は有りませんでした。

●外国人共生センター設置へ（6/11）

政府は、外国人材の受入れ・共生に関する幹事会を開催し、外国人との共生策を盛り込んだ「総合的対応策」の追加案を決定しました。外国人の雇用や日本での生活支援を効率的に行う為、法務、外務、厚生労働、経済産業各省の関係部局を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置を組入れました。特定技能外国人材の都市部集中を防ぐ為、自治体とハローワークが連携対応する措置も追加されました。

●改正労働施策総合推進法成立（5/29）

職場でのパワーハラスメントを防ぐ為、企業に防止策を義務づける改正労働施策総合推進法が参議院本会議で可決し、成立しました。

改正法では、パワハラを「職場における優越的な関係を背景とした言動で、業務上必要かつ相当な範囲を超えた行為で、労働者の就業環境が害されること」と定義されました。具体的にどのような行為がパワハラにあたるかについては、厚生労働省が来年の4月の施行までに指針を策定することとなっています。そのうえで、パワハラに起因する問題に関して相談窓口を設置するなど事業主がとるべき措置などが定められました。

大企業は2020年4月から、中小企業は2022年4月から義務づけられる見通しです。

ただ、罰則規定は今回見送られています。

Harmony通信 2019.07

#発行：2019年7月10日

#編集・構成：合同会社Melody



Harmony司法書士行政書士事務所

Harmony社会保険労務士事務所

合同会社Harmony

住所：〒980-0011 仙台市青葉区上杉2-3-38 クラッセ上杉ビル4F

TEL:022-796-9231 FAX:022-796-9232

URL : <http://www.harmony-office.com/>

mail : info@harmony-office.com

修日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記 : <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

